2026年10月30日

各　位

上場会社名　　ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社
代表者　　代表取締役社長　武内　寿憲
（コード番号　5578）
問合せ先責任者　　取締役執行役員　竹内　康修
（TEL　03-6450-6082）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年11月27日開催予定の第17回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、業務執行の機動性を高めることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、以下の変更を行うものであります。

(1) 監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定を削除するとともに、監査役の責任免除に関する規定の削除に伴う経過措置として附則を新設するものであります。

(2) 会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

(3) 上記の各変更に伴い、所要の文言の変更及び条数の繰り上げ・繰り下げ等を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　2026年11月27日（予定）
定款変更の効力発生日　2026年11月27日（予定）

以　上

（別紙）

変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第 18 条 （条文省略）	第１条～第 18 条 （現行どおり）
第 19 条（取締役の員数） 当会社の取締役は、10 名以内とする。 （新設）	第 19 条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
第 20 条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. ～3.（条文省略） 4. 当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。 5. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	第 20 条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. ～3.（現行どおり） 4. 当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において補欠取締役を選任することができる。 5. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、取締役（監査等委員を除く。）については、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとし、監査等委員については、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第 21 条（取締役の任期） 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設） 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 （新設）	第 21 条（取締役の任期） 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 任期満了前に退任した取締役（監査等委員を除く。）の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員を除く。）の任期は、前任者又は他の在任取締役（監査等委員を除く。）の任期の残存期間と同一とする。 4. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第 22 条（代表取締役及び役付取締役） 　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. （条文省略） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第 22 条（代表取締役及び役付取締役） 　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2. （現行どおり） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第 23 条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略）	第 23 条（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり）
第 24 条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第 24 条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第 25 条（取締役会の決議の方法） （条文省略）	第 25 条（取締役会の決議の方法） （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第 26 条（取締役会の決議の省略） 　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第 26 条（取締役会の決議の省略） 　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	第 27 条（業務執行の決定の取締役への委任） 　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第 27 条（取締役会の議事録） 　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	第 28 条（取締役会の議事録） 　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第 28 条（取締役会規程） （条文省略）	第 29 条（取締役会規程） （現行どおり）
第 29 条（取締役の報酬等） 　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第 30 条（取締役の報酬等） 　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第 30 条（取締役の責任免除） （条文省略）	第 31 条（取締役の責任免除） （現行どおり）
第 31 条（取締役との責任限定契約） （条文省略）	第 32 条（取締役との責任限定契約） （現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
第 32 条（監査役及び監査役会の設置） 　当会社は監査役及び監査役会を置く。	第 33 条（監査等委員会の設置） 　当会社は監査等委員会を置く。
第 33 条（監査役の員数） 　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第 34 条（監査役の選任） 　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
第 35 条（監査役の任期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第 36 条（常勤監査役） 　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
第 37 条（監査役会の招集通知） 　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第 34 条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第 38 条（監査役会の決議の方法） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第 35 条（監査等委員会の決議の方法） 　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
第 39 条（監査役会の議事録） 　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第 36 条（監査等委員会の議事録） 　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
第 40 条（監査役会規程） 　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第 37 条（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 41 条（監査役の報酬等） 　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削除）
第 42 条（監査役の責任免除） 　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（削除）
第 43 条（監査役との責任限定契約） 　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第 44 条（会計監査人の設置） （条文省略）	第 38 条（会計監査人の設置） （現行どおり）
第 45 条（会計監査人の選任） （条文省略）	第 39 条（会計監査人の選任） （現行どおり）
第 46 条（会計監査人の任期） （条文省略）	第 40 条（会計監査人の任期） （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第47条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第41条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第48条（事業年度） （条文省略）	第42条（事業年度） （現行どおり）
第49条（期末配当金） （条文省略）	第43条（期末配当金） （現行どおり）
第50条（中間配当金） （条文省略）	第44条（中間配当金） （現行どおり）
第51条（期末配当金等の除斥期間） （条文省略）	第45条（期末配当金等の除斥期間） （現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 　当会社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。